様式第十一号の三（表面）中「第13条の２」の下に「、第13条の３」を加え、同様式（裏面）の注意3中「第13条の２」を「第13条の３」に改め、同5を同6とし、同4を同5とし、同4を同3とし、同2の次に次のように加える。

3　児童扶養手当法第13条の２の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があつた場合には、公的年金給付等受給状況届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要があります。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第三十二条第五号中「及び第九十四条第二項」を削る。

第八十八条の四第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第五条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（雇用対策法施行規則等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

一　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第二条第二項第八号

二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項第一号イ(5)

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第七条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

（福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令の一部改正）

第八条　福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の規定」を「（同法第三十一条の七第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第十一条　生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項を次のように改正する。

3　法別表第一の六の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の十において準用する同法第三十一条の規定により支給される父子家庭自立支援給付金

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　平成二十六年十二月一日

二　第四条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第五号の改正規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百十六号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。